

常務理事会運営規程

公益財団法人日本ハンドボール協会

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本ハンドボール協会(以下「本協会」という)理事会運営規程第16条に基づいて設置された常務理事会の運営について定める。

(常務理事会の目的)

第2条 本協会の常務理事会は、本協会における業務を適正かつ迅速に行うため、理事会が委任した業務執行に関する事項について協議し決定すること、並びに理事会における業務決議に先立ち、業務執行の観点から協議し、理事会に対して意見を答申することを目的とする。

(構成)

第3条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事(以下「業務執行理事」という)によって構成される。

2. 監事は常務理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(招集及び開催)

第4条 常務理事会は、理事会の開催されない月のうち8月を除く月に開催するものとする。ただし、臨時の必要がある場合には、随時これを開催する。

2. 常務理事会は、会長が招集する。会長に事故ある時は、副会長、専務理事の順序により招集する。
3. 業務執行理事は、招集権者に対して、議案及び理由を付して、常務理事会の招集を請求することができる。この場合、招集権者は遅滞なく常務理事会を招集するものとする。
4. 常務理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれにあたる。会長に事故あるとき又は欠けたときには出席業務執行理事の互選で出席業務執行理事の中から議長を選出する。
5. 会長は、必要があると認めるときは、遠方あるいは緊急等の都合により、常務理事会の場に同席できない業務執行理事並びに監事のために、テレビ会議システム又は電話会議システムの方法によって常務理事会を開催することができるものとする。

(決議事項)

第5条 常務理事会は、次の事項につき協議し決定する。

- (1) 理事会が決定した業務の具体的な執行方法の決定
- (2) 理事会が常務理事会に対して委任した業務の決定
- (3) 理事会の決議事項に関する事前審議及び意見の策定
- (4) 日常的な業務のうち重要なものの執行方法の決定

(決議の方法)

第6条 常務理事会が前条に定める決議を行う場合、決議について特別の利害関係を有する者を除く業務執行理事の過半数が出席し、出席者の過半数を以て行うこととする。

2. 前項の規定にかかわらず、決議事項につき業務執行理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的方法により同意した場合は、決議があったものとみなす。

(議事録)

第7条 常務理事会の議事は議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載する。

2. 議事録には、議長並びに監事が議事録署名人となり、記名押印する。

(理事会への報告)

第8条 常務理事会は理事会において、次の事項を報告するものとする。

- (1) 理事会より委託された業務の執行状況
- (2) 理事会の決議事項に対する意見
- (3) その他、本協会の業務執行に関する重要と認められる事項

(業務執行理事の権限)

第9条 業務執行理事は、理事会及び常務理事会で決定したことに基づいて各業務を執行する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議によって決定する。

附則

この規程は1992(平成4)年7月1日から施行する。

この規程は1999(平成11)年4月1日から施行する。

この規程は2005(平成17)年4月1日から施行する。

この規程は2013(平成25)年4月1日から施行する。

この規程は2017(平成29)年2月11日から施行する。

この規程は2019(令和元)年6月8日から施行する。

この規程は2022(令和4)年4月1日改訂

この規程は、2025(令和7)年7月5日臨時理事会で承認、翌日から施行する。